

# 定 款

社団法人 日本教材備品協会

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人 日本教材備品協会 (Japan Educational Materials Association) と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区南元町 23 番地公立共済四谷ビル 4 階に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、学校教育用教材備品等に関する事業を行い、わが国の教育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教材備品の調査研究開発に関する事業
- (2) 教材備品の普及啓発に関する事業
- (3) 教材備品の品質向上に関する事業
- (4) 教材備品に関する刊行物の発行に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同して入会した、教材備品の製造及び販売事業にたずさわる個人または団体
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会した、正会員以外の個人または団体
- (3) 名誉会員は、本会に功労のあった者または学識経験者で総会の議決をもって推薦された者

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得て、本会の会員となることができる。

(会員の権利)

第7条 正会員は、総会に出席してその議決権を行使し、本会の業務に対し意見を述べ、もしくは説明を求めることができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、定款ならびに総会及び理事会の決議を遵守しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める会員規程により入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 前項の会費規程の制定または変更については、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 禁治産者又は準禁治産者の宣告を受けたとき。
- (4) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (5) 会員であった団体が消滅したとき。

(退 会)

第11条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を棄損し、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他抛出金品は返還しない。

## 第4章 役 員 等

(種類及び定数)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名以上20名以内
  - (2) 監 事 2名もしくは3名
2. 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

(選任)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長、副会長は理事が互選する。
3. 専務理事及び常務理事は、理事会の同意を得て会長が選任する。
4. 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。
5. 特定の理事とその親族、その他特別の関係にある者の合計数又は特定の企業の関係者の合計数は、ともに理事現在数の3分の1を越えてはならない。
6. 同一の業界の関係者の合計数は、理事現在数の2分の1を越えてはならない。

(職務)

第16条 会長は、本会を代表しその業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
3. 専務理事は、会長および副会長を補佐し、本会の事務局を統括する。常務理事は専務理事を補佐し、本会の常務を分担処理する。
4. 理事は、理事会を構成し、定款および総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 会計を監査する。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査する。
  - (3) 会計および業務の執行について、不整の事実を発見したときは、理事会、もしくは総会または文部科学大臣に報告する。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会または理事会の招集を請求し、もしくは招集する。

(任期)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の在任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(顧問、相談役及び参与)

第20条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
3. 相談役は、本会のために特に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
4. 参与は、会長が委嘱する。
5. 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応じ、又は本会の業務に関して、意見を述べることができる。

(部会および委員会)

第21条 本会の事業を遂行するため必要あるときは、理事会の議決を経て、部会及び委員会を置くことができる。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長および職員は、会長が任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第23条 本会の総会は、定時総会および臨時総会の2種とする。総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、この定款で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第25条 定時総会は、事業年度の終了後2カ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員の5分の1以上から、書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条の規定による請求があったとき、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、会長が務める。会長に事故があるときは副会長の中から選任する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決方法)

第29条 総会の議事は、出席正会員の過半数の同意により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 正会員が、総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決することができる。
3. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(緊急議案)

第30条 総会においては、出席した正会員(委任状および代理人による出席者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときにかぎり、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項以外の議案について議決することができる。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員の現在員数、出席者数および出席者氏名(書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項および議決事項
  - (4) 議事の経過の概要およびその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長および議長に指名された2名以上の出席会員が署名捺印して本会に保存しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類および開催)

第34条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 定時理事会は、毎年4回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めるとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から「会議の目的である事項を記載した書面をもって」招集の請求があったとき。
  - (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第3項第2号または第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第37条 理事会には、第28条から第31条までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」および「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」および「理事」と読み替えるものとする。

2. 監事ならびに顧問、相談役及び参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

- 第38条 本会の資産は、次の通りとする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる収入
  - (5) 寄付金品
  - (6) その他の収入

### (資産の種別)

- 第39条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
2. 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
    - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
    - (2) 基本財産であることを指定して寄付された財産
    - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
  3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

### (資産の管理)

- 第40条 本会の資産は、特に総会で定められた場合のほか、理事会の定めるところにより会長が管理する。
2. 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により、会長が保管する。

### (基本財産の処分の制限)

- 第41条 基本財産は、譲渡、交換、担保に供したり、運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ぬ理由のあるときは、理事会および総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれを処分することができる。

### (経費の支弁)

- 第42条 本会の事業遂行に要する経費は運用財産をもって支弁する。

### (事業計画および収支予算)

- 第43条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、当該事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。
- 事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する総会を開催することができないときは、会長は理事会の議決を経て、文部科学大臣に届け出ることができる。この場合においては、当該事業年度開始後最初に開催される総会において、これに係る承認を得なければならない。

### (事業報告および収支決算)

- 第44条 本会の事業報告および収支決算は、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録として作成し、監事の意見を付し、理事会および総会の承認を得て、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

### (長期借入金)

- 第45条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

### (事業年度)

- 第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (余剰金)

- 第47条 事業年度における総益金に、総損金および総越損益金を加算したものを余剰金とする。
2. 余剰金は、理事会の議決および総会の承認を経て、基本財産に組入れるか翌事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散等

### (定款の変更)

- 第48条 この定款は、正会員の2分の1以上の出席する総会において出席会員の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。
2. 前項の場合においては、第29条第2項および第3項を準用する。

### (解散)

- 第49条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項第2号の規定によるほか、正会員の2分の1以上の出席する総会において出席会員の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ解散することができない。
2. 前項の場合においては、第29条第2項および第3項を準用する。

### (残余資産の処分)

- 第50条 本会の解散のときに有する残余資産は、正会員の2分の1以上の出席する総会において出席会員の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けて本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。
2. 前項の場合においては、第29条第2項および第3項を準用する。

## 第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第51条 本会の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員およびその他の職員の名簿
- (4) 役員およびその他の職員の履歴書
- (5) 財産目録
- (6) 資産台帳および負債台帳(貸借対照表)
- (7) 正味財産増減計算書
- (8) 理事会および総会の議事に関する書類
- (9) 処務日誌
- (10) 官庁署往復書類
- (11) 事業報告書
- (12) 収支計算書
- (13) 事業計画書
- (14) 収支予算書
- (15) その他必要な書類および帳簿

2. 本会の主たる事務所には、前項各号に掲げる書類および帳簿のうち、第1号から第3号、第5号から第7号、第11号から第14号に掲げる書類および帳簿を備えておき、原則として一般の閲覧に供すること。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会および総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 付 則

1. この定款は、文部科学大臣の設立許可の日(平成10年6月24日)から施行する。

2. 定款の変更

・平成13年5月18日一部変更 文部大臣 文部科学大臣

第3章第9条

第4章第16条

第7章第41条、43条(1)(2)、第44条、第45条

第8章第48条、第49条、第50条

付則(1)(4)

・平成14年5月31日一部変更

第1章第2条 主たる事務所の住所

第4章第14条 理事定員数

第5章第27条 総会の議長

・平成15年5月16日一部変更

第4章第14条 理事定員数

・平成17年12月23日一部変更

第2条 事務所